

第 17 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 4 月 20 日 (月) 15 : 30 ~ 18 : 15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 舟岡部会長、美添委員、岡室専門委員、川本専門委員、笹井専門委員、
篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員
・ 審議協力者 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)
・ 調査実施者 (山根経済産業省サービス統計室長ほか 3 名)
・ 事務局 (乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか 2 名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 審議の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要及び第 21 回統計委員会における主な意見について説明があった後、調査実施者から前回部会で出された意見等に対する回答が行われた。

その後、以下のような議論が行われ、「学習塾調査票」の設問の表記については部会長一任とされた。

「冠婚葬祭業」に「ブライダルプロデューサー」に関する調査事項の追加の可否

「ブライダルプロデューサー」は複数ある民間資格の一つであり、これらの資格は各認定主体によって認定基準が異なるため、その評価を統一的に判断できないとして、調査事項に追加しないのは納得できる。しかし、その資格が将来的に広く認知されれば、調査事項への追加を考える余地は残すべきではないか。

今後の検討の方向性として、「業務経験何年以上が何人」という把握の仕方もあるのではないか。

「学習塾調査票」の「e-ラーニング」に関する調査事項の設問方法

設問の「方法の採用の有無」という表記は、事業所として体系的に当該指導方法を取り入れているか否かを示すためには、必要な表記であると考え。なお、注書きについては、「パソコンや携帯端末を用いたインターネットによる授業」と修正した方がいいのではないか。

- (2) 事務局から、答申案の朗読及び説明があり、これを踏まえ、項目ごとに以下のような審議が行われ、所要の修正を行うこととされたが、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされた。

「(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」について

「簡易回答への逃げ込み」という表記について、答申の表記としてふさわしくないとの意見があり、「簡易回答の選好」という表記に改めることとなった。

調査実施時点で調査対象の規模に変動があった場合の処理として、「事後的に、調査実施者が欠側値として処理する」と記述しているが、これは、従業者4人以下として調査票を配布した事業所が、調査時点で5人以上に変動していた場合の処理であり、その逆の場合も有り得るので、「事後的に処理する方式を採用する」と記述すれば十分ではないかとの意見があり、そのように修正することとなった。

「(ア) 集計事項の見直し」について

標本調査方式の導入に伴って、事業従事者規模別の集計表を追加したことが記述されていないとの意見があり、その旨を記述することとなった。

「(イ) 欠側値の補正」について

欠側値の補完方法については、本項の最後の部分で「更に適切なものとなるように検討を行うことを期待する」としていることから、余り細かなことまで記述する必要はないのではないかとの意見があり、「標本調査の導入に伴う母集団推定に合わせて、しっ皆層についても欠側値を補完することを計画している」と修正することとなった。

(3) 答申案の審議終了後、いわゆる「部会長報告メモ」について議論が行われ、いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにする統計の整備、企業を単位とする統計調査の関係の整理、都道府県の集計結果の精度向上方策への配慮について、部会長から統計委員会に報告することとされた。

(4) 次に、今後のサービス業統計の整備の在り方について、フリーディスカッションが行われ、出された意見については部会長がとりまとめ、「部会長報告メモ」に盛り込むこととされた(表現振りは部会長に一任)。

意見等の主なものは、以下のとおり。

サービス業には、副業、兼業を行っているものが多いが、現状では、経済産業省企業活動基本調査で大企業に係る大分類ベースでの副業状況を捉えているのみであり、サービス業の実態を的確に捉えるためにも、今後、これらをなるべく把握していく必要があるのではないかと。

問題は、統計に係る予算、人員が限られている中で、統計整備によりサービス業の実態にどれだけ迫れるかということだと思うが、統計をとること自体が自己目的化してはならず、経済の動きを捉えることにより、生産性を上げる等、それにより何をしたいのか、そのことの効用は何なのか、という達成目的を明らかにしたアプローチが必要ではないかと。

生産性の計測については、基本計画の検討においても議論になったところであるが、例えば、医療技術が進歩して治療等の期間が短くなったことにより、収入額が減少したからといって、必ずしも医療の生産性が落ちたとは言えない側面が

ある。

娯楽業には美術館や博物館等の文化・芸術的な要素もあるが、これらは企業に関する調査では把握しておらず、社会教育調査を利用しても、経済活動としての実態は分からない状況である。広く一律に把握する統計の整備は5年に1度でも構わないが、産業別の統計整備に当たっては、どういうビジネスモデルで、どういう項目を捉えるのか、といったところから議論が始まるのではないか。

利用者や我々は何を明らかにしたいのかという観点で見ていくしかないのではないか。学术研究、医療等の把握のように、分析する際に何が必要かは個別に突き詰めるしかなく、一律の議論は難しい。

今回、本調査の改正において調査事項を3階層に分けたのは、非常に良い整理である。調査事項をどの業種でも通用するものと特異なものに整理することが必要である。各サービス業を一つの調査で把握することのメリットは何かを考えながら、どこを共通にして、どこからを特化させるのか、利用者の立場から考えていくべきである。

各府省が所管している業種の統計調査は、個別ニーズに基づき実施しており、それだけでは全体の実態が分からない。各府省が協調して、第三次産業の実態を今以上に見えるようにするための統計整備に取り組むべきである。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>